

下水道への接続は

お早めに

すでに下水道の供用が始まっている区域で接続工事がまだのご家庭は、早めの接続をお願いします。

接続工事は 指定工事店で

各家庭での下水道の接続工事やトイレの水洗化工事は、必ず大山町が指定した「大山町排水設備指定工事店」へお申し込みください。「指定工事店」以外の工事店で工事をすると、無効工事となり工事のやり直しをしていただくこととなります。

「大山町排水設備指定工事店」の名簿は、大山町ホームページにも掲載しておりますが、ご入用の方は、水道課・各支所総合窓口課に準備しておりますので、ご利用ください。

悪質な点検商法に ご注意ください

役場の職員を装ったり、「役場の委託を受けた」などと言ったりして、ご家庭の下水道などの点検を行うなど、高額費用での点検・清掃をする業者があります。

ご家庭の排水設備は、個人の設備ですので、維持管理は各個人で行っていただくことになっており、町は点検や修理は行いませんし、業者にも委託しておりません。訪問を受けたときは、十分に説明を受け、安易に契約せず、必要がなければはっきりとお断りください。もしも、下水管が詰まったりしたときは、排水設備工事を依頼した指定工事店へ相談してください。

下水道使用上の 注意

注意

- 下水道には、何でも流せるものではありません。異物が流れることで、下水管のつまり、ポンプの故障が多発しています。使用上の注意を守って、正しくお使いください。
- 油類は管が詰まる原因です。古くなったてんぶら油などは流さないようにしてください。
- 野菜くず、残飯等は流さないようにしてください。
- 紙おむつ、たばこの吸い殻等は流さないようにしてください。
- タオル、下着など、誤って流さないようにしてください。

● 汚水マスは、管を点検・清掃するためのものですので、直接これに汚物、異物を投入しないでください。

◆ 問い合わせ先 水道課
☎ 0859・54・5204

浄化槽設置への 助成があります

公共下水道・農業集落排水事業の整備区域外に合併処理浄化槽を設置する場合に、設置費用の一部を補助します。 ※浄化槽を設置した場合、保守点検・清掃等の維持管理と法定検査が必要になります。

【放流水の水質基準】

浄化槽を設置した場合の放流水の水質基準は、BOD 10 mg/l 以下です。

【補助対象・補助金額】

補助対象地域内において、住宅・事務所・事業所・その他これらに類する建物に浄化槽を設置する場合は対象となり、補助金額の上限は次のとおりです。

▼汲み取り、または単独 浄化槽からの転換の場合

5人槽	44万1千円
6～7人槽	55万2千円
8人槽以上	74万7千円

▼新築の場合

5人槽	32万3千円
6～7人槽	40万4千円
8人槽以上	54万8千円

下水道使用料 算定人数の変更に ついて

一般家庭の下水道使用料は、住民登録人数をもとに算定していますが、1年以上の長期不在者がいる場合は、証明書添えて算定人数の変更ができます。

○該当事由と添付書類

1. 老人ホーム、介護施設、病院などの各種施設等に1年以上入所の場合は施設の証明書が必要です。
2. その他の事情により1年以上居住していない（学生・単身赴任は該当しません）場合は、区長・民生委員等の証明書が必要です。

◆ 問い合わせ先 水道課
☎ 0859・54・5204